

復興特別区域基本方針改定の趣旨

改定の主な内容は以下の通りです。

・平成 29 年度税制改正に伴う変更

○復興推進計画に係る税制特例の改正に伴う変更

東日本大震災復興特別区域法第 41 条の被災者向け優良賃貸住宅に係る特例の適用期限の 4 年延長（平成 33 年 3 月 31 日まで）及び措置率の変更（※）に伴い、関連する記載を変更。

※平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日の間に認定地方公共団体（福島県及び福島県の区域内の市町村を除く）の指定を受けた個人事業者又は法人については、取得価額の 17%の特別償却又は 6%の税額控除のいずれかを選択。（現行は取得価額の 25%の特別償却又は 8%の税額控除）